

協会けんぽ回答

質問提出:2024年9月30日

回答受取:2024年12月3日

次ページ以下は、共通番号いないネットが送付した質問書に対する、協会けんぽからの回答です。

回答は、担当者からのメールで届いたため、次ページ以降ではこの回答を、提出した質問書の各項目ごとに、「回答」と表示して青色のゴシック体で挿入しています。

全国健康保険協会(協会けんぽ)様

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会
(共通番号いらないネット)

マイナ保険証についての質問と要望

私たちは、共通番号(マイナンバー制度)の持つ問題点・危険性を明らかにし、その廃止をめざし市民・議員・弁護士・医療関係団体などで結成され約10年になる緩やかなネットワークです。政府が12月1日に健康保険証の交付を終了すると発表して以降、私たちにも12月以降の保険診療がどうなるのか、多くの不安の声が寄せられています。

マイナ保険証の登録率はマイナポイントによって6割になりましたが、医療機関等での利用率は「マイナ保険証利用促進集中取組月間」をおこなっても8月末で12.43%にとどまり、登録している多くの利用者也健康保険証を使っている状況です。

マイナ保険証が使われないのは、健康保険証にくらべ不便であり、依然トラブルが続き、個人情報の扱いに不安があるからです。医療情報の閲覧によってより良い医療が受けられることがメリットとされていますが、厚労省の調査でも「個人情報まとまって管理されることが不安」と多数が回答しています。健康保険証の交付義務を削除する健康保険法施行規則改正のパブコメには、5万件を超える批判が寄せられました。

このような中、貴協会は9月9日から全加入者に「資格情報のお知らせと加入者情報」を送付されています。このお知らせについて、以下の質問・要望をいたします。ご多忙と思いますが、10月12日までに御回答をお願いします。また回答について私たちへの説明の場を設定してくださるよう要望します。なお質問と回答は、私たちのサイトに掲載する予定です(サイト <http://www.bango-iranai.net/>)。

[1]「資格情報のお知らせと加入者情報」について

1) 令和6年12月2日以降の受診方法としてマイナ保険証を使う3種と「健康保険証」の4つが記載され、「資格確認書」はその他として小さく記載されています。「資格確認書」の説明がないために、このお知らせが「資格確認書」と誤認されています。なぜ「資格確認書」の説明をしていないのですか。

(回答)

1) 「資格情報のお知らせと加入者情報」に封入するチラシを作成当時、協会として加入者の皆様にマイナ保険証の利用をお願いしたい観点と、資格確認書の発行事務等について検討段階であったことから、健康保険証と並列でご案内することとしました。

2) マイナ保険証の登録をしていない加入者には資格確認書が送付され、「資格情報のお知らせ」は不要なはずですが、な

ぜ全加入者に「資格情報のお知らせ」を送付するのですか。

(回答)

2) 令和6年1月9日付事務連絡「被保険者等への加入者情報等の送付について(依頼)」に基づき、全ての加入者あて送付しております。

3) マイナンバーの下4桁が記載されています。マイナンバーの提供ができる場合は番号利用法 19 条に限定列挙されていますが、今回の通知はどの条文に該当しますか。

(回答)

3) 令和6年1月9日付事務連絡において、「個人番号の下4桁は、そのみをもって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項及び第8項に規定する個人番号そのものに該当しない」との回答がされています。

4) 厚労省は 2023 年 12 月 22 日事務連絡「資格確認書の様式等について」で、本人の申請による資格確認書の交付が想定される者として、「マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者」と「介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合 等」をあげています。マイナンバーカードの紛失や更新をどのように確認しますか。また「受診が困難な場合」をどのように確認し、交付対象として決定しますか。

(回答)

4) マイナンバーを紛失した方及び「受診が困難な場合」については、加入者ご本人からの申出によって把握します。

5) 子どもにマイナンバーカードを持ち歩かせることには不安があり、2024 年秋以降は申請時に1歳未満の場合は顔写真が不要で暗証番号での利用が必要になります。保育園・幼稚園・学校での怪我や校外学習・修学旅行ではマイナ保険証の利用は困難で「資格確認書」も必要との声がありますが、交付対象としますか。

(回答)

5) 交付対象としません。令和6年 11 月 26 日付事務連絡「資格確認書の様式等について」の一部改正等についてにおいて、「就学旅行等の学校の行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参するのが容易でない場合、数日間の限られた使用であることや、学校教員等の管理監督下での使用が想定されることから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、資格確認を行う事が可能」とされています。

6) マイナ保険証の利用率の低迷に示されているように、マイナ保険証利用登録をしても持ち歩き使用することに多くの市民が不安を感じています。不安が解消されるまで、マイナ保険証を登録していても「電子資格確認を受けることができない状況にある」と認めて、申請により資格確認書を交付すべきではありませんか。

(回答)

6) マイナンバーカードの安全性や、マイナ保険証で医療を受診するメリットについて、事業主や加入者の皆様に対して引き続き周知広報を行い、マイナ保険証の利用を促進していきたいと考えています。

7)厚労省の2023年12月22日事務連絡では、本人の申請によらない交付(職権交付)の対象者として、マイナ保険証登録をしていない者のほか、マイナンバーカード(電子証明書)の有効期限切れや返納者を例示しています。マイナンバーカードの返納や電子証明書の有効期限切れを、どのように把握しますか。また返納や有効期限切れのあと、資格確認書が交付されるまでどれくらいの期間を想定していますか。

(回答)

7)マイナンバーカードの返納者や電子証明書の有効期限切れ等の把握は、医療保険者向け中間サーバーから提供される対象者リストにより把握を行います。交付されるまでの期間は、最大で50日程度必要です。

[3]マイナ保険証の利用登録解除について

1)協会けんぽ加入者のうち、マイナ保険証の利用登録者は何%ですか。

(回答)

1)国全体における令和6年10月のマイナ保険証登録率は82%です。

2)10月中に利用登録解除が始まる予定ですが、いつから申請を受け付けますか。

(回答)

2)10月22日より受付を開始しています。

3)マイナ保険証の利用登録解除は全加入者、少なくとも利用登録者全員に周知する必要があります。いつ、どのように周知する予定ですか。

(回答)

3)現在ホームページにて周知を行っています。

4)利用登録解除申請は、事業主経由では雇用関係への配慮から申請が困難になるおそれがあると指摘されていますが、協会の本部・支部で受け付けますか。

(回答)

4)協会各支部にて受付を行っています。

[4]マイナ保険証のトラブルへの対応について

医療機関では保険資格が正しく表示されないために、患者とのトラブルが多数発生しています。会計検査院は2024年5月15日の「マイナンバー制度における地方公共団体における情報照会の実施状況について」報告で、その一因として被用者保険の登録に時間を要し(協会けんぽは喪失で19日、取得で29日)、その原因として協会けんぽでは事業主が

日本年金機構に届出て審査後に協会けんぽに情報連携する仕組みを指摘しています。

厚労省は登録の迅速化を求めています。この仕組みの改善はされていますか。

(回答)

協会の加入者にかかる資格取得及び喪失事務については、健康保険法第 204 条において、日本年金機構に委任されているところです。

また、健康保険法施行規則第 24 条及び第 29 条により、事業主は資格取得及び喪失にかかる保険者への届出を、当該事実のあった日から5日以内とされており、また、保険者は健康保険法施行規則第 24 条の4において、事業主による届出から5日以内でのデータ登録を行うこととされています。

協会においては、事業主の届出より5日以内のデータ登録を行っています。